

令和3年12月23日（木）

## 令和3年第12回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和3年第12回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則  
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古  
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ  
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、15番：田名和彦委員、16番：長濱国博委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の国仲惠常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
を議題としますが、会議の運営上、有償移転、賃貸借権・使用貸借権、無償移転  
の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請について」を  
議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は12件でございます。  
受付番号1番から12番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から12番は、別紙参考資料1ページから12ページの調査書の  
とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満た  
しております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足  
説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号 1 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 2 番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号 1 番の説明をいたします。場所は、城辺加治道給油所の北側 1 0 0 ㎡に位置し、譲受人は申請地が自宅の隣で野菜等の栽培を行うとのことです。

議 長： 次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 7 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は、砂川保育所の北側 5 0 0 ㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 9 番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は、宮古空港東側の建設中のサンエーの南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 4 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 0 番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号 4 番の説明をいたします。場所は、城辺 JA 支店の東側に位置し、譲受人はサトウキビの苗床として利用するとのことです。

議 長： 次に受付番号 5 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 1 番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号 5 番の説明をいたします。場所は、旧地盛公民館の東側に位置し、譲受人はこれまで小作経営でしたが、今回所有権移転して機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 6 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 3 番委員にお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号6番の説明をいたします。場所は、西辺中学校の東側・いしみね豆腐店の南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサツマイモ、豆、あづき等の栽培です。

**議長：**次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所は、宮古空港滑走路の下地線向けの基盤整備地区に位置し、譲受人は機械等も所有してマンゴー栽培です。

**議長：**次に、受付番号8番・9番・10番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員にお願いいたします。

**狩俣推進委員：**

受付番号8番の説明をいたします。場所は、添道集会所からふれあいの里向けに位置し、譲受人は10年以上の農業経営で機械等も所有してマンゴー栽培しながらサトウキビ栽培です。

**狩俣推進委員：**

受付番号9番と10番は申請地が同じ場所で譲受人が同じ方ですので、併せて説明いたします。場所は、市営砂川団地の北側400㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：**次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号11番の説明をいたします。場所は、鏡原中学校の南東500㎡のふからす農園の西側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：**次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号12番の説明をいたします。場所は、宮古空港南側下地線の信号から北東に位置し、譲受人は10年以上の造園業経営で機械等も所有してイヌマキ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、12番委員

久保委員：

受付番号12番についてですが、イヌマキ等の植付け後に遊休地になりやすい状況であるが大丈夫ですか？

國仲事務局：

イヌマキ等の植え替えですので、遊休地にはならないと考えています。

議 長： はい、16番委員

長濱委員：

12番の申請者は、伊良部地区においても造園業としていて管理面についてもきれいに実施していますので大丈夫だと思います。

議 長： ほかに質疑等はありませんでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から12番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）は、2件でございます。受付番号13番から14番の説明をいたします。

( 内容省略 )

受付番号 13 番から 14 番は、別紙参考資料 13 ページから 14 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号 13 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 5 区推進委員をお願いいたします。

**狩俣推進委員：**

受付番号 13 番の説明をいたします。場所は、上区構造改善センターの東側 500 ㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 14 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 3 区推進委員をお願いいたします。

**高原推進委員：**

受付番号 14 番の説明をいたします。場所は、川満集落・コーラルベジタブル社の北側 150 ㎡に位置し、譲受人は 6 年以上の農業経営で機械等も所有してネギ作栽培です。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中「農地法第 3 条の規定による許可申請（賃借権の設定）」受付番号 13 番から 14 番ついて、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：** 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**松川事務局：**

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、4 件でございます。受付番号 1 5 番から 1 8 番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号 1 5 番から 1 8 番は、別紙参考資料 1 5 ページから 1 8 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号 1 5 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 0 番委員をお願いいたします。

**川満委員：**

受付番号 1 5 番の説明をいたします。場所は、加治道の JA 城辺支店の北側の基盤整備地区に位置し、譲受人は闇小作解消による貸借で葉たばこ作栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 1 6 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 3 番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号 1 6 番の説明をいたします。場所は、西辺中学校から福山集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサツマイモ、豆、あづき等の栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 1 7 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 4 番委員をお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号 1 7 番の説明をいたします。場所は入江橋からクバカ集落と入江集落に位置し、譲受人は機械等も所有して葉たばこ作栽培です。

議 長： 次に受付番号18番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員  
にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号18番の説明をいたします。場所は、横嶽団地の東側350㎡、結の  
橋学園の東側200㎡、ファミリーマートから佐和田集落向け1kmに位置し、  
譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で  
お願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の  
規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号15番から18番について、  
原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）につ  
いて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は9件でございます。  
受付番号19番から27番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号19番から27番は、別紙参考資料19ページから27ページの調査  
書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを  
満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で  
お願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号19番から27番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第2議案第1号は原案とおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、上区構造改善センターの南側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場の裏側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

**田名委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、城東中学校の南西500㎡に位置し、譲受人は15年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：**次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は、上野中学校から新里集落向け700㎡に位置し、譲受人は機械等も所有して、トウガン・カボチャ等の栽培農家です。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

**議長：** 次に、日程第5議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局：**

今月の農用地利用集積計画案は1件でございます。受付番号1番を説明いたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： 受付番号 1 番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号 1 番の説明をいたします。場所は、伊良部牧山ファームポンドに西側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、伊良部 2 区前泊芳男推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第 1 2 条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いいたします。

《 伊良部 2 区前泊芳男推進委員退室 》

議 長： 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 4 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第 5 議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

《 伊良部 2 区前泊芳男推進委員入室・着席 》

議 長： 休憩します。

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第6議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から4番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員をお願いいたします。

久保委員：

現地調査報告をいたします。日時は令和3年12月8日(水)に調査員として13番：砂川寛裕委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、上地次長、池村主任主事、仲間さんの7名で調査し、日程として午前9時30分から午後4時まで現地調査を行い、午後4時から4時20分まで事務局内で調査資料調整会議を行い、12月16日の内部審査での4条申請4件、5条申請11件、合計15件の調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、中休み給油所から北東170メートルに位置し、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、上野給油所から宮古空港向け500mに位置し、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地、既存施設の2分の1以内の拡張の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、はなぞのこども園の北側220mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、宮古島市役所の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、市役所より300mの農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第7議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請、11件でございます。受付番号1番から11番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から11番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員をお願いいたします。  
なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

久保委員：

受付番号1番の説明をいたします。県営北団地の北側250㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を事業計画変更を伴う案件として原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員をお願いいたします。

久保委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、東小学校の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員をお願いいたします。

久保委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、ファミリーマート宮古下里店の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、地盛農村集会場の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地既存施設の2分の1以内の拡張の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、アパマンショップ宮古島店の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宮古島市役所から500m以内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、アパマンショップ宮古島店の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宮古島市役所から500m以内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、はなぞのこども園から北側220mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、宮古島市陸上競技場の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、大浦公民館から北側160mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、宮古郵便局の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、宮古協栄生コンの東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第8議案第7号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号1番の説明をいたします。12月1日に平良地区農地パトロールを行い、場所は、吉信産業の西側に位置し、長年農地利用がなく、現況は雑種地状態で農地利用が見込めないため、非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、16番委員

長濱委員：

登記簿の権利部（甲区）に売買予約権利者に仮登記が記されていますが、仮登記権同意書が添付されていませんが説明をお願いします。

**大嶺事務局：**

仮登記業者に仮登記請求権同意書の確認をしましたところ、同意書等の承諾書が遅れているが、届いたら発行したいと思っています。

**各委員：**

同意書等の承諾書がまだ届いていなかったなら、今回は保留にしたらどうでしょうか。

**大嶺事務局：**

はい、書類等が届いてから、来月の総会に提出したいと思いますので、今回は保留とします。

**議 長：** 受付番号1番については、今回は保留といたします。

**議 長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

**松岡委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、沖縄電力宮古支店から南東200mに位置し、耕作地に通じる耕作道がなく、袋地状態で耕作に支障を来し、農地利用が困難で農地利用が見込めないため、非農地相当と判断しました。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：** 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、吉信産業の南西200㍍に位置し、耕作地に通じる耕作道がなく、袋地状態で耕作に支障を来し、20年以上農地利用がなく原野状態であるため非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。12月10日に下地地区農地パトロールを行い、場所は、与那覇集落の西側に位置し、現況は三角地で耕土深が浅く、これまで農地利用がなく原野状態であり、今後も農地利用が見込めないことから、非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

はい、4番委員

仲里委員：

非農地確認について、お願いがあります。各委員・推進委員で各地区の農地パトロール等を実施していますが、各委員の皆さんが今回与えて下さったタブレットを活用して現況調査していければ非農地確認調査が出来るのではないかと思います。

松川事務局：

そうですね。国からも非農地についての取組を掲げている状況ですので、タブレット等にGISシステムを取入れて、委員・推進委員の皆様方に活用して取り組んで頂ければと考えています。

議 長： 他に、発言等はありませんでしょうか。

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和3年12回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和3年12月23日

会 長 芳 山 辰 巳  
15番委員 田 名 和 彦  
16番委員 長 濱 国 博